

毎月11日は「人権を確かめあう日」設定30周年県民のつどい・第16回シンポジウム

これでいいのか!! 私たちの暮らしの中の人権

～人権侵害の今を斬る～

(開催要項)

趣 旨

2019年、毎月11日は「人権を確かめあう日」が提唱、設定されて30周年の節目を迎えました。

この30年間、私たちは「人は等しい」を合言葉に、すべての人の人権が尊重される「人権のまちづくり」をめざし取り組みを進めてきました。この歩みの中で、私たちは常に人権を確かめあい、すべての人を大切にする社会をつくるために、一人ひとりが暮らしのさまざまな場面で、差別に気づき、差別を許さず、差別をなくす行動を起こしていくことを培ってきました。毎月11日は「人権を確かめあう日」の取り組みは、社会や人々に、差別や人権侵害を許さないという雰囲気や意識を一定浸透させてきたものと確信しています。

しかし、私たちを取り巻く社会の状況は、きわめてきびしいものがあります。少子高齢化、国際化、高度技術情報化が一段と進み、人と人のつながりや人間のぬくもりやさしさが希薄になっています。DV、子どもの虐待が急増し、女性差別、障がい者差別、セクハラ、パワハラ、貧困や格差、さらに、インターネット上では差別書き込みが繰り返されています。また、役所への差別問い合わせも起こっています。今、「いのち」と「人権」の大切さが改めて問われているのです。

一方で、2016年には、人権3法とされる「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」、そして、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行されました。2019年3月には「奈良県部落差別解消推進条例」が公布・施行され、各市町村で人権条例の新たな策定や改正などの動きも出てきています。

私たちは、こうした差別と人権の現状を深く見つめ、問題解決に向けて取り組みを継続、発展させるとともに、改めて一人ひとりが、何ができるのかを強く意識し考えなければなりません。今回のシンポジウムでは、人権侵害の現状を見つめながら私たちの暮らしの中の人権について、みなさまとともに考えていきたいと思えます。30年におよぶ毎月11日は「人権を確かめあう日」の活動で培われた成果や教訓は、さまざまな問題解決の原動力となるはずで

このような流れや動きを大切にして、毎月11日は「人権を確かめあう日」の取り組みを基軸として、「人権のまちづくり」をさらに進めていくことをめざし、毎月11日は「人権を確かめあう日」設定30周年県民のつどい・第16回シンポジウムを開催いたします。たくさんのご参加をお願い申し上げます。

主 催

市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会

後 援

奈良地方法務局・奈良県・奈良県教育委員会（順不同）

開催日時

2019年8月9日(金) 受付:12:30
開会:13:00 終了:16:00(予定)

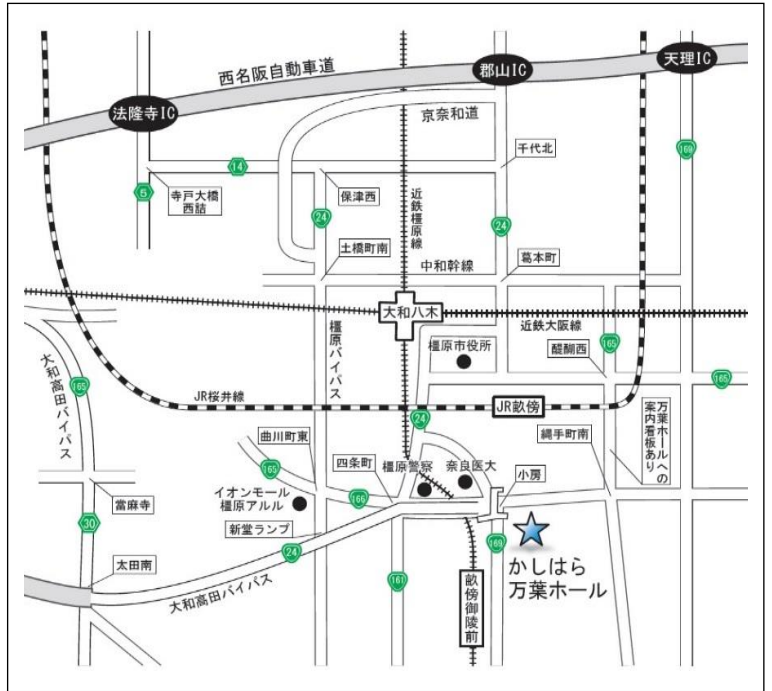
会場

かしはら万葉ホール
ロマントピアホール

住所: 橿原市小房町 11-5
電話: 0744-29-1300

●公共交通機関をご利用下さい●

電車: 近鉄橿原線「畷傍御陵前」駅下車 約1km
バス: 近鉄橿原線「大和八木」駅または「橿原神宮前」
駅東出口から、奈良交通バス利用「小房」バス
停車すぐ。近鉄橿原線「大和八木」駅からコ
ミュニティーバス利用「かしはら万葉ホール」
バス停車すぐ。



日程

- 12:30.....受付
- 13:00~13:40.....開会行事・開催趣旨説明
- 13:40~15:40.....シンポジウム

手話通訳あり

**これでいいのか!! 私たちの暮らしの中の人権
~人権侵害の今を斬る~**

コーディネーター	露の新治さん	落語家
パネリスト	友永健三さん	一般社団法人部落解放・人権研究所名誉理事
	江川美奈子さん	NPO法人きららの木理事長
	榊田斉志さん	奈良県暮らし創造部長
	倉西道明さん	奈良県中央こども家庭相談センター所長

- 15:40~16:00.....閉会行事

お問い合わせ先: 市町村人権・同和問題「啓発連協」事務局 電話 0744-22-9611 FAX 0744-22-9711